

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（下水道事業） 実施要綱

国 水 下 事 第 1 号
令和 4 年 5 月 1 7 日

沖縄県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（下水道事業）
実施要綱の施行について（通知）

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費における下水道事業の実施要綱を別添のとおり定め、令和 4 年 5 月 17 日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の関係市町村に対しても、貴職からこの旨周知方お願いいたします。

第 1 通則

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費における下水道事業（以下、「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（令和 4 年 5 月 17 日 府沖振第 121 号。以下、「取扱要領」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

本事業は、沖縄振興計画に基づき、北部地域における連携促進と自立的発展の条件整備として、産業の振興や定住条件の整備などに資する振興事業（公共）を実施するにあたり、沖縄における地方の自主性・裁量性を最大限に生かした広域的な地域づくりのために地方の実情に応じたより効果的、効率的な社会資本整備の推進を図ることを目的とし、公共下水道の設置または改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するものとする。

第 3 事業主体

本事業の事業主体は、北部 12 市町村とする。

第 4 対象事業

本事業に係る対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

1. 対象事業の要件

(1) 地域・規模等要件

① 公共下水道事業

公共下水道事業が対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) ②に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
- (b) 新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

② 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
- (イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。（自然保護下水道）
- (ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）
 - (a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。
 - (b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又

は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様な PPP / PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（污泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。

(4) 污泥有効利用施設新設に際しての PPP / PFI 手法導入要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、污泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、污泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP / PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB 等を言う。）を活用するもの。

(5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

- 1) 平成 30 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。
- 2) 令和 4 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画を策定すること。

(6) 公営企業会計の適用に係る要件

- 1) 人口 3 万人以上の地方公共団体については、令和 2 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。
- 2) 人口 3 万人未満の地方公共団体については、令和 6 年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること（既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く）。

(7) 使用料改定の必要性の検証に係る要件

公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね 10 年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること。

(8) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件

下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。

2. 対象事業の内容

① 公共下水道事業

対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする。なお、対象範囲については、沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 105 号）第 67 条に定める国庫補助の特例が適用される。

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

(d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 特定環境保全公共下水道事業

対象事業の範囲は、①と同様とする。

3. 雑則

1. (3) について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成 26 年 1 月 30 日付国水下水事第 50 号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

第 5 補助率

補助率は、取扱要領 4. (5) によるものとする。

第 6 監督等

- (1) 国土交通大臣及び沖縄県知事は市町村に対し、施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な権限において、報告もしくは資料の提出を求め、またはその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
- (2) 国土交通大臣及び沖縄県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認められるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 7 指導監督事務費

国は沖縄県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、沖縄県に対し指導監督事務費を交付することができる。

